

医薬品等適正使用に関する講習会実施要領

1 趣旨

この要領は、県民等が開催する講習会等（以下「講習会等」という。）へ薬局薬剤師を講師として派遣し、医薬品等の適正使用に関する正しい知識の普及啓発を図ることを目的とする。

2 薬剤師の派遣

社団法人山口県薬剤師会（以下、「薬剤師会」という。）は、医薬品等の持つ特性及びその使用・取り扱い等について、正しい知識を広く県民に浸透させることによって、保健衛生の向上に貢献するため、薬局薬剤師を講習会等に派遣する。

3 薬剤師の登録

- （１）薬剤師会は、県内の薬局等に勤務する薬剤師の内、講習会等へ派遣できる者を講師として登録する。
- （２）薬剤師の登録期間は１年とする。

4 派遣対象、人員及び派遣回数

派遣対象、人員及び回数については次のとおりとする。

- （１）派遣対象は、消費者団体、その他の民間団体、企業、市町が実施する講習会等で、概ね２０人以上の者が参加するもの（営利を目的とするものを除く。）とする。
- （２）派遣人員は１人とする。
- （３）派遣回数は、原則として１団体につき年１回を限度とする。

5 変更等の届出

- （１）登録された薬剤師は、登録事項に変更があったとき、又は登録を辞退したいときは、速やかにその旨を薬剤師会に届け出なければならない。
- （２）薬剤師会は、前項の登録事項の変更又は登録の辞退の届出があった場合には、速やかに登録事項の変更又は登録の取り消しを行う。

6 登録の抹消等

薬剤師会は、登録者としてふさわしくないと認められる行為があったときは、その登録を抹消することができる。

7 派遣申請等

- （１）派遣を希望する講演会等の主催者（以下「主催者」という。）は、派遣を希望する日の６０日前までに、派遣申請書（第１号様式）を薬剤師会長に提出しなければならない。
- （２）薬剤師会長は、派遣申請書を審査し、あらかじめ主催者にその採否を通知す

るものとする。

8 実施報告

主催者は、派遣があった日から10日以内に実施報告書（第2号様式）を薬剤師会長に提出するものとする。

9 派遣費用

薬剤師会は、登録者を派遣した場合は、予算の範囲内において、登録者に謝金及び旅費を支給するものとする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。